

職員給与の算定基準

2022年4月20日事務局長決裁

一般社団法人 aichikara の職員給与を算定する基準は、下記のとおりとする。

記

1 基本給の算定

ガバナンス・コンプライアンス整備に向けた基本規程第5条には、「基本給は、本人の経験、技能、職務遂行能力を総合的に勘案し、個人別に定める」とあるが、個別に定めるにあたっては、次のように算定する。

【正規職員】

(1) 初任給（月給）は次の額を基準に、経験年数等を加味して個別に定める。

205,500円 + 5,000円 × 経験年数（20年を上限とする）を基本とする。

(2) 賞与は、年2回の支給月に、基本給をベースに、理事会の承認を得て1～3か月分を支給する。勤務成績により加減できる。

【契約職員、パート職員、臨時雇職員】

(1) 時間当たり給与を次のとおりとする。

業務の種類	作業内容	例示	1時間単価
事務	単純な作業	受付・発送・印刷・単純なPCデータ入力	1000～1200円
	ある程度の専門性が必要	データ処理・編集	～1500円
	高度な専門性が必要	高度なデータ処理・編集、事業企画・推進	～2000円
	より高度な専門性が必要	高度な事業企画・運営管理	～3000円
専門技術業務	専門的技術が必要	WEB制作・デザイン・ビデオ撮影	1500～2000円
	高度な専門性が必要	高度なWEB制作・デザイン・ビデオ撮影	～3000円

(2) 勤務成績が良い職員には、正規職員の基準に準じて賞与を支給することができる。

以上